

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 知事指定薬物

イ（ $8R$ ）―1―ベンゾイル― $N \cdot N$ ―ジエチル―6―メチル―9・10―ジデヒドロエルゴリン―8―カルボキシアミド（通称名1Bz―LSD）及びその塩類

ロ *t e r t*―ブチル 3―「2―（ジメチルアミノ）エチル」インドール―1―カルボキシレート（通称名NBoc―DMT、NB―DMT）及びその塩類  
ハ（ $4S \cdot 5S$ ）―5―（4―フルオロフェニル）―4―メチル―4・5―ジヒドロオキサゾール―2―アミン、（ $4R \cdot 5R$ ）―5―（4―フルオロフェニル）―4―メチル―4・5―ジヒドロオキサゾール―2―アミン（通称名4F―4―MAR、4―fluoro―4―methyllaminorex、para―fluoro―4―methyllaminorex、4F―MAR、4―FPO）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

令和七年八月三十日